

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	行	平	省	令	國
發行価格	發行単位	振替額	最低額	払込額	發行方法	發行方法	振替等項	の適用	用法	發行	名稱及び適	記	○財務省告示第百九十九号
日本円	金	五百萬円	三十五万円	三十万円	五百億円	三億八百円	一百二十萬円	三十萬円	五百萬円	三十萬円	社債、株式等の振替に	利付國庫債券（五年）（第八十八回）	平成二十二年五月十二日
に	と	に	に	に	に	に	に	に	に	に	関する法律（平成十四年四月六日法律第七十五号）	財務大臣菅直人	に
つ	と	る	る	る	る	る	る	る	る	る	の規定	。その	昭和五十七年大藏省令第三十号
き	も	最	低	募	集	取	と	と	と	と	とし、そ	と	第六条第十一項の規定に基づき、
百	も	振	替	集	集	扱	す	する。	行	行	の根拠	記	利付した利付國債の發行等に
円	の	低	額	機	機	機	て	する。	行	行	及び	示する。	示する。
十	の	單	面	機	機	機	「	する。	行	行	の適	記	示する。
六	位	位	金	額	額	額	振替法」	する。	行	行	の根拠	記	示する。
錢							」	の規	行	行	及び	記	示する。

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年

○ るす出額
。るしに各
期 た 加募
日 金 集取
に額 、
払 を 次 扱
い第 第機
込 十算
む八式は
も号に、
のによ 払
と規り込
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{53}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す国をかのれに中れに
す次そ銀額し二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の行を、十とを適該式で者を當該式にものもる行時
期及翌休支次二が乗用非にありが發金金によとにと得
日び営業払の年でじを居よ場居時額額よりつ記し税い
に第業う算九きた受住り合住に(に算てが
つ十日。式月にたに二。額け者算にた百出は又振源、
い五にたに二。額る又出は者おだは替泉そ
て号支當だよ十)る所はし、又いし分し、は
同に払たしり日を控得外た前はて、のた前記口徵の
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座收利
いへと支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子
て以き払し払

初
期
利
子

十
八
七
六
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
二
年
五
月
十
二
日
日
本
銀
行
百
七
行
額
支
の
月
払
日
と
二
年
う
以
し
十
三
。
前
、
日
つ
月
き
二
月
百
十
円
額
成
金
十
支
の
期
月
利
て
を
年
三
月
期
利
子
年
三
月
各
及
び
間
九
月
に
月
に
属
に
す
お
十
日